



三 夕 協 第 1 7 6 号  
令 和 6 年 7 月 1 7 日

三重県地方最低賃金審議会  
会 長 安 井 広 伸 様

一般社団法人三重県タクシー  
会 長 末 吉 利



地域別最低賃金額改定の審議について (要請)

謹啓 平素はタクシー乗務員の労働条件の改善にご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響は、令和5年5月8日から第5類感染症に変更されましたものの、私どもタクシー事業者は依然、コロナ禍での人流の減少が続き乗務員の雇用が思うように進まず、また、燃料の高騰や諸物価の高騰等極めて深刻な状況が続いております。

三重県のタクシー事業者の運送収入は、令和元年度6,907,142千円であったものが、令和5年度には6,038,018千円と比較しますとマイナス12.6%となっております。

さらには令和6年4月から年間労働時間が960時間までに短縮されることから取り巻く経営環境はますます厳しくなることが予想されます。そのような情勢下での最低賃金の引き上げは、私どもタクシー事業者に大打撃を与え、事業の縮小、退出につながりかねません。結果地域交通網を維持できず昨今問題となっている交通空白地を拡大させ移動難民を多数発生させてしまいかねません。

貴会におかれましては、タクシー業界の実情に一層のご理解を賜わり、今回の最低賃金の引き上げにつき、慎重の上にも慎重にご審議いただきますようお願い申し上げます。

謹白



2024年7月23日

三重地方最低賃金審議会  
会長 安井 広伸 様

三重県労働組合総連合  
議長 新家 忠文

## 2024年三重地方最低賃金の引き上げ要請について

労働者の労働条件の向上と地域経済の健全な発展に向けご尽力いただいていることに敬意を表します。

現在、物価高騰は依然として続いており、その影響は深刻です。物価上昇は消費者の生活費を押し上げ、特に食品や生活必需品の価格も上昇が甚だしく、家計の負担が大きくなっています。物価高騰は購買力を低下させ、経済全体の成長を妨げています。実質所得が減少する中、最低賃金の大幅な引き上げが急務です。これにより、労働者の生活水準を向上させ、生活費の増加に対処することが求められます。

日本の最低賃金は依然として他の先進国と比較して低い水準にあり、これは深刻な問題です。国内だけを見ることなく、国際水準も勘案すべきであり、早急に手を打つべきです。他の先進国では最低賃金が労働者の生活を支えるための基本的な賃金として機能していますが、日本ではこの水準が低く、労働者の生計を十分に支えられていません。この低い最低賃金は社会の格差を拡大させ、特に非正規労働者やケア労働者などが最低賃金近辺で働くことを余儀なくされています。この状況を改善するためには、最低賃金の大幅な引き上げが必要です。私たち労働者の生活水準を向上させ、安定した生活を送るために、最低賃金の見直しと引き上げを強く要望します。

私たちの調査では、地域間で健康で文化的な生活を営むための最低生計費に大きな差は見られませんでした。調査結果では、青年が自立した生活を送るために必要な最低生計費は月22万円から26万円（税込）であることが明らかになりました。この収入を確保するためには、月の労働時間を150時間とすると、時給1,500円以上が必要となります。この調査は物価高騰前に行われたものであり、その時点でも時給1,500円が必要とされていました。現在の物価高騰を考慮すると、時給1,500円以上の最低賃金がますます必要とされています。時給1,500円以上の最低賃金が実現されれば、青年の生活状況が改善され、将来への展望が広がります。これにより、経済的安定がもたらされ、結婚や出産の意欲が高まるため、少子化対策にもつながります。特に三重県北勢地域では、賃金格差により愛知県への若年労働力の流出が深刻です。最低賃金近辺で働くケア労働者などにおいて、この現象は顕著です。地域間の賃金格差を是正し、最低賃金を全国一律化することで、三重県からの労働力流出を防ぐべきです。



最低賃金に関して扶養控除の問題点があります。特に配偶者控除や配偶者特別控除が影響する点です。これらの控除は一定の所得額を超えると減額または消失するため、扶養される側が最低賃金で働く場合、収入が控除額を超えると控除がなくなり、手取りが減少することがあります。この結果、働く意欲を削ぐことや、労働時間の調整が必要になるといった問題が生じます。扶養控除の制度見直しが必要です。

個人消費の拡大は地域経済の活性化に不可欠であり、そのためには最低賃金の引き上げが急務です。最低賃金の引き上げは、労働者の購買力を高め、地域全体の経済循環を促進します。しかし、この引き上げを実現するためには、中小企業への支援が欠かせません。中小企業対策予算の増額は、中小企業が最低賃金の引き上げに適応するために必要です。十分な予算の充当によって、中小企業は労働者への賃上げや生産性向上のための投資を行えるようになります。さらに、社会保険料の減免や軽減措置も必要です。健康保険料や年金保険料、介護保険料の使用者負担分の減免に加え、雇用保険料の雇用安定事業分の免除も検討すべきです。これにより、中小企業の経済的負担を軽減し、労働者への適切な賃上げが可能となります。また、最低賃金引き上げを支えるための法制度の抜本的な見直しも求められます。これらの施策を総合的に実施することで、中小企業が最低賃金引き上げに対応できる環境を整え、地域経済の好循環を実現すべきです。これらの対策を三重地方最低賃金審議会として国に強く要望すべきであり、付帯決議等で意思を表明すべきです。

最低賃金審議会においては、最低賃金近傍で働く人々の意見を積極的に求めるべきです。最低賃金の改定は、彼らの生活に直接的な影響を及ぼしますが、現場で働く当事者の声十分に反映されていない現状があります。最低賃金で働く人々の意見を取り入れることで、実際の生活費や労働環境、経済的な負担の実態をより正確に把握することができます。これにより、より現実的かつ公正な最低賃金設定が可能となります。私たちは今回のような意見書だけではなく、直接の意見表明の場を持つべきだと考えます。

専門部会の全面公開を求めます。昨年、一部の公開が始まりましたが、冒頭と最後の部分のみで実質的な内容はありませんでした。最低賃金は生存権と密接に関わる重要な要素であり、このような重要なテーマを非公開で議論することは適切ではありません。また、公労使が分かれて議論すること自体、議論の本質がなおざりにされる可能性があります。鳥取県では専門部会が全面公開されており、特に問題が生じていないことも明記します。昨年の一部公開は、一昨年の目安制度の在り方に関する全員協議会の対応の一環でしたが、三重県では詳細が分からない状態でした。多くの地域では公益委員が議論の概要を説明し、使用者側と労働者側が補足説明を行う形が取られています。委員の皆様には、公開の議論の背景や意義を深く考慮していただきたく、切にお願い申し上げます。

現在、審議会をはじめとする労働行政は増加の一途をたどっております。実のある審議を

行うためには、労働行政の体制拡充・強化が不可欠です。そのためには、公共職業安定所や労働基準監督署などを含む都道府県労働局の正規職員を増員するよう、国に対して強く働きかけるべきです。

以上、今求められているのは、最低賃金 1,500 円以上への大幅に引き上げと、中小企業への早急な直接支援策を行うことであり、下記事項について貴審議会に強く要請します。

#### 記

1. 地域最低賃金を直ちに 1,500 円以上に引き上げることを求めます。
2. すべての働く人に人間らしい生活を保障するため、最低賃金法を改正し、生計費原則に基づく「全国一律最低賃金制度」を実現し、地域間格差を是正するよう国に働きかけることを求めます。
3. 扶養控除の制度見直しを国に働きかけることを求めます。
4. 意見書だけでなく、実際に最低賃金近傍で働いている労働者の意見を聴取することを求めます。
5. 最低賃金引き上げに欠かせない中小企業支援策の抜本的拡充を国に求めることを付帯決議することを求めます。
6. 専門部会を一部ではなく完全に公開し、議事録も完全に公開することを求めます。
7. 都道府県労働局の正規職員を増員し、労働行政の体制拡充・強化を行うよう国に働きかけることを求めます。

以上